

# 意思決定支援規程

(入所系・日中活動系 共通)

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

0157-57-3896



# 意思決定支援規程

## (目的)

第1条 本規程は障がいのある利用者が自らの意思に基づいて生活や支援内容を選択・決定できるように支援するため、株式会社そるーな（以下「当法人」という。）が行う全事業所における意思決定支援の基本的な考え方、及び実施体制等について定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規程は法人が運営するすべての障害福祉サービス事業所（入所系・日中活動系を含む）に適用する。

## (基本方針)

### 第3条

- 1 当法人は利用者の意思及び権利を尊重し、本人の意思決定を支える支援を行う。
- 2 意思決定支援は本人の理解力や状況に応じて、必要な情報提供及び環境調整を行い、可能な限り本人の意思を引き出すことを基本とする。
- 3 家族や関係機関との調整にあたっては、本人の思いを中心に据え、支援者として中立的かつ誠実に対応する。
- 4 本規程は、虐待防止・権利擁護の観点からも一体的に運用する
- 5 当法人は、障がいの特性に応じた合理的配慮を行い、本人が意思を表明しやすい環境づくりに努める。

## (意思決定支援責任者)

### 第4条

- 1 各事業所に意思決定支援責任者を置く。
- 2 意思決定支援責任者は、法人の代表取締役が各事業所において任命するものとし、意思決定支援に関する知識及び経験を有する職員の中から選任する。
- 3 意思決定支援責任者は、次の業務を行う。
  - ① 利用者の意思決定支援に関する職員への助言・指導
  - ② 意思決定支援会議の企画及び運営
  - ③ 記録・報告書類の確認及び管理
  - ④ 行政等への報告及び協力

## (意思決定支援会議)

### 第5条

- 1 各事業所において、本人の意思や希望を支援内容に反映するため、必要に応じて意思決定支援会議を開催する。
- 2 会議には利用者本人、家族（又は代理人）、担当職員、管理者、関係機関等が出席することを基本とする。
- 3 会議では本人の意向、生活状況、支援上の課題を共有し必要な支援方針を協議する
- 4 開催内容及び結果は記録し、個別支援計画等に反映させる。

## (記録及び情報共有)

### 第6条

- 1 意思決定支援の過程は、支援記録、ケース会議記録、個別支援計画等に反映するものとする。
- 2 意思決定支援に関する経過、会議内容、本人の意向等は、記録として保存する。
- 3 記録は、必要に応じて家族や関係機関と共有するが、個人情報保護に十分留意し、本人または代理人の同意を得て行う。
- 4 記録の保管期間は、法人の個人情報保護規程に準ずる。

## (職員研修・啓発)

### 第7条

- 1 当法人は職員の意思決定支援に関する知識及び技術の向上を図るため、研修会又は勉強会を開催する。
- 2 日常の支援会議やケース検討においても、意思決定支援の視点を取り入れ、職員間で共有・検討する。

## (行政・関係機関との連携)

### 第8条

- 1 当法人は行政及び関係機関と連携し、障がいのある方やその家族に対して、利用可能な支援制度や地域資源の情報提供を行うよう努める。
- 2 必要に応じて相談支援専門員等を交えて協議を行い、本人の意思が尊重されるよう調整する。

(見直し)

第9条

この規程は法令等の改正や運用状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。